

新 福 監 第 4 1 6 号
令 和 4 年 3 月 2 9 日

介護老人保健施設の管理者 様
短期入所療養介護の管理者 様
通所リハビリテーションの管理者 様

新潟市福祉部福祉監査課長

令和3年度介護老人保健施設等集団指導の実施について（通知）

日頃、当市の介護保険事業につきましては、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、介護保険制度が適正に運営されるよう、新潟市介護保険施設等指導要綱により、下記のとおり集団指導を実施します。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、新潟市のホームページに掲載される資料及び動画を各事業者が確認する形の指導方式となります。詳細は下記をご覧ください。

記

- 1 対象者 介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーションの管理者
- 2 掲載資料
 - (1) 高齢者虐待の防止について
 - (2) 実地指導結果からみた運営基準等に係る留意点について
実地指導結果からみた介護報酬に係る留意点について
 - (3) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備について
 - (4) 生活保護制度における介護扶助について
- 3 受講方法
上記(1)～(4)の資料について、下記アドレスの新潟市福祉監査課のホームページに資料及び解説動画（資料(1) (4)は資料掲載のみ）を掲載しますので、内容をご確認ください。
トップページ>健康・医療・福祉>福祉・生活保護>社会福祉施設・法人等指導監査
>集団指導資料
<https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenfuku/sidoukansa/syuudansido/roukensyuudan.html>
- 4 受講確認
受講状況を確認するため、受講した後、**「かんたん申込み」により受講し**

た旨を市に報告してください。

かんたん申込み URL

<https://www.shinsei.elg-front.jp/niigata-City2/uketsuke/dform.do?id=1648024594585>

- 5 かんたん申込み受講確認提出期限
令和4年4月15日(金)

- 6 注意事項
 - (1) かんたん申込みでの受講確認は、**必ず1サービス種別につき1回ずつ行ってください。**
 - (2) **期限内にかんたん申込での報告が無い場合、集団指導を受講していないものとして、実地指導の優先対象とします。**

- 7 その他
 - (1) 集団指導は、法令に基づく指導であり、研修ではありませんので、視聴時間の業務上の取扱いについて特段のご配慮をお願いいたします。
 - (2) 指導内容についてのご質問がある場合は、かんたん申込みのフォームからお願いいたします。
 - (3) 複数種別を運営している法人におかれましては、全サービス種別で受講確認申込みが行われているかよくご確認いただきますようお願いいたします。
 - (4) 解説動画毎に音量が異なりますので、適宜音量を調整していただくようお願いいたします。

【担当】

新潟市福祉部福祉監査課 田宮

TEL : 025-226-1185 FAX : 025-225-6304

E-mail : kansa.wl@city.niigata.lg.jp